

参 考 資 料

各職種における能力等級表のイメージ（素案）

- ・ 行政職（二）
- ・ 専門行政職
- ・ 税務職
- ・ 公安職（一）
- ・ 公安職（二）
- ・ 海事職（一）
- ・ 海事職（二）
- ・ 教育職（一）
- ・ 教育職（四）
- ・ 研究職
- ・ 医療職（一）
- ・ 医療職（二）
- ・ 医療職（三）
- ・ 福祉職

注)

- * 本資料は協議案を検討するために、現時点における各職種の能力等級表のイメージ（素案）を参考資料としてまとめたものであり、各職種の能力等級の等級数など能力等級表の構成については、引き続き検討していくこととする。
- * 国立学校設置法上の機関については、独立行政法人化が検討されていることから、教育職（二）及び教育職（三）はこの資料の対象としていない。

能力等級表のイメージ（素案）

○ 行政職（二）

現行の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
＜電話交換手（現行技（甲））＞						
能力等級	1級		2級	3級		
基本職位	Ⅰ			Ⅱ		
代表職務	電話交換手			組長		
＜自動車運転手等（現行技（乙））＞						
能力等級	1級		2級	3級		4級
基本職位	Ⅰ			Ⅱ		Ⅲ
代表職務	自動車運転手			車庫長		総括車庫長
＜守衛、巡視（現行労（甲））＞						
能力等級	1級		2級	3級		
基本職位	Ⅰ			Ⅱ		
代表職務	守衛、巡視			守衛長		
＜用務員等（現行労（乙））＞						
能力等級	1級		2級			
基本職位	Ⅰ		Ⅱ			
代表職務	用務員		主任			

注)

- * 上記の各職種において、基本職位Ⅰに分類された係員級の職員について、基本職位Ⅱへの重複分類を認める方向で検討する。
- * 本府省において極めて多数の守衛、巡視を統括、管理する総括守衛長（現行6級）の取扱いについて、現行の在職実態を踏まえて検討する。

能力等級表のイメージ(素案)

○ 専門行政職

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
＜検疫専門官・食品衛生監視員＞							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位	I			II		III	
代表職務	検疫専門官・食品専門職			課長		センター長	
＜植物防疫官・家畜防疫官＞							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位	I		II	III		IV	
代表職務	植物防疫官・検疫員		次席植物防疫官・主任検疫官	統括植物防疫官		所長	
＜審査官・審判官＞							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位	I	II		III	IV		
代表職務	審査補助官	審査官		上席審査官・審判官	審査長・審判長		
＜航空交通管制官＞							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位	I		II	III	IV		
代表職務	航空管制官・航空管制技術官・航空管制通信官・航空管制情報官・航空管制運航情報官・航空衛星運用官		各主幹	各先任	事務所部長		
＜運航審査官・航空従事者試験官＞							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位			I		II	III	
代表職務			運航審査官 航空従事者試験官		各先任	各首席	

<航空機検査官>						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位	I			II	III	IV
代表職務	航空機検査官			次席航空機検査官	先任航空機検査官	首席航空機検査官
<飛行検査官>						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位	I				II	III
代表職務	飛行検査官				次席飛行検査官	首席飛行検査官
<事故調査官>						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位	I			II		III
代表職務	航空事故調査官 鉄道事故調査官			各次席		各首席
<船舶検査官>						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位	I			II	III	IV
代表職務	船舶検査官			次席船舶検査官	先任船舶検査官	次席船舶検査官 (本省)
<海技試験官>						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位	I				II	III
代表職務	海技試験官				先任海技試験官	首席海技試験官

能力等級表のイメージ（素案）

○税務職

現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な 組織分類		
組織区分A	基本職位	I		II		III		IV		本庁		
	代表職務	係員		係長		課長補佐		課長				
組織区分B	基本職位	I		II		III		IV		国税局		
	代表職務	係員		実査官		主査	総括主査	統括官	部長			
組織区分C	基本職位	I		II		III		IV		税務署		
	代表職務	係員		調査官	上席調査官	総括上席調査官	統括官	署長				

能力等級表のイメージ（素案）

○ 税務職

現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
能力等級現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分A	基本職位	I		II		III		IV		本庁		
	代表職務	係員		係長		課長補佐						
組織区分B	基本職位	I		II		III		IV		国税局		
	代表職務	係員		実査官		主査	総括主査	統括官	部長			
組織区分C	基本職位	I		II		III		IV		税務署		
	代表職務	係員		調査官	上席調査官	総括上席調査官	統括官	所長				

能力等級表のイメージ（素案）

○ 公安職（一）

< 刑務官等（法務省） >

組織区分	現行の級	1級	2級	特2	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	主な組織の分類
	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級		
組織区分 B	基本職位	I	II			III		IV		V	VI			矯正管区、矯正研修所 支所、大規模行刑施設
	代表職務	一般職員	矯正処遇官			主任矯正処遇官		統括矯正処遇官		首席※	長・部長			
組織区分 C	基本職位	I	II			III		IV		V	VI			普通規模行刑施設、大規模支所
	代表職務	一般職員	矯正処遇官			主任矯正処遇官		統括矯正処遇官		首席※	長・部長			
組織区分 D	基本職位	I	II			III		IV	V					普通規模支所
	代表職務	一般職員	矯正処遇官			主任矯正処遇官		統括※	長					

【略記】 首席※：首席矯正処遇官 統括※：統括矯正処遇官

< 入国警備官（法務省） >

組織区分	現行の級	1級	2級	特2	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	主な組織の分類
	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級		
組織区分 B	基本職位	I	II			III		IV		V	VI			地方入国管理局、入国者収容所
	代表職務	一般職員	入国警備専門官			上席入国警備専門官		統括入国警備官		首席※	警備監理官			
組織区分 C	基本職位	I	II			III		IV		V				地方入国管理局支局
	代表職務	一般職員	入国警備専門官			上席入国警備専門官		統括入国警備官		首席※				
組織区分 D	基本職位	I	II			III		IV						地方入国管理局出張所
	代表職務	一般職員	入国警備専門官			上席入国警備専門官		統括※						

【略記】 首席※：首席入国警備官 統括※：統括入国警備官

< 警察官・皇宮護衛官（警察庁） >

組織区分	現行の級	1級	2級	特2	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	主な組織の分類
	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級				
組織区分 A	基本職位	I			II			III			IV			警察庁本庁
	代表職務	係員			係長			課長補佐			室長			
組織区分 B	基本職位	I		II			III		IV		V		管区警察学校、警察大学 校、皇宮警察本部等	
	代表職務	係員		係長			課長補佐		課長		部長			
組織区分 C	基本職位	I		II			III		IV	V			管区警察学校、護衛署等	
	代表職務	係員		係長			課長		副署長	署長				
組織区分 E	基本職位										I		地方警務官	
	代表職務										本部長・部長			

能力等級表のイメージ（素案）

○公安職（二）

現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
<検察事務官>												
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分A	基本職位	I		II		III		IV				最高検察庁
	代表職務	係員		係長		課長補佐		課長・室長				
組織区分B	基本職位	I		II		III	IV	V				高等検察庁 大規模地方検察庁
	代表職務	係員		係長		課長補佐	課長	事務局長				
組織区分C	基本職位	I		II		III	IV	V				地方検察庁
	代表職務	係員		係長		課長補佐	課長	事務局長				
<公安調査官>												
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分A	基本職位	I		II		III		IV				公安調査庁
	代表職務	調査官		上席調査官		統括調査官		課長・室長				
組織区分B	基本職位	I		II		III	IV	V				公安調査局
	代表職務	調査官		上席調査官		統括調査官	首席調査官	部長				
組織区分C	基本職位	I		II		III		IV				公安調査事務所
	代表職務	調査官		上席調査官		首席調査官		機関の長				
<法務教官等>												
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分B	基本職位	I		II		III	IV	V				大規模少年院 大規模少年鑑別所
	代表職務	係員		専門官		統括専門官	首席専門官	機関の長				
組織区分C	基本職位	I		II		III	IV	V				少年院、少年鑑別所 婦人補導院
	代表職務	係員		専門官		統括専門官	首席専門官	機関の長				
<海上保安官(陸員)>												
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分A	基本職位	I		II		III		IV				海上保安庁
	代表職務	係員		係長		課長補佐		課長・室長				
組織区分B	基本職位	I		II		III	IV	V				管区海上保安本部 海上保安学校
	代表職務	係員		係長		課長補佐	課長	部長				
組織区分C	基本職位	I		II		III		IV				海上保安監部 海上保安部 等
	代表職務	係員		係長		課長		機関の長				
組織区分D	基本職位	I		II	III		IV				海上保安署、水路観測所 航路標識事務所	
	代表職務	係員		係長	課長		機関の長					
<海上保安官(船員)>												
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な船型分類		
船型区分A	基本職位	I		II		III		IV	V	大型巡視船 等		
	代表職務	乗組員		主任士		首席士		科長	船長			
船型区分B	基本職位	I		II	III	IV		V	中型巡視船 等			
	代表職務	乗組員		主任士	首席士	科長		船長				
船型区分C	基本職位	I		II	III	IV		小型巡視船 等				
	代表職務	乗組員		主任士	科長	船長						
船型区分D	基本職位	I		II	III		大型巡視艇 等					
	代表職務	乗組員		主任士	船長							
船型区分E	基本職位	I		II		中小型巡視艇 等						
	代表職務	乗組員		船長								

注)

* 船型区分については、現行制度における公安職(二)級別標準職務表の備考欄に定める船型の区分を前提に、船型区分を設定する。

能力等級表のイメージ（素案）

○海事職（一）

現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
船舶 区分 A	基本職位	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ
	代表職務	三等航海士・三等機関士・ 三等通信士・事務員		二等航海士・二等機関士・ 二等通信士・事務長		一等航海士・一等機関士・ 通信長		船長・機関長
船舶 区分 B	基本職位	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ	
	代表職務	三等航海士・三等機関士・ 三等通信士・事務員		二等航海士・二等機関士・ 二等通信士・事務長		一等航海士・一等機関士・ 通信長	船長・機関長	
船舶 区分 C	基本職位	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		
	代表職務	三等航海士・三等機関士・ 三等通信士・事務員		二等航海士・二等機関士・ 二等通信士・事務長	一等航海士・一等機関士・ 通信長	船長・機関長		
船舶 区分 D	基本職位	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ			
	代表職務	三等航海士・三等機関士・ 三等通信士・事務員	二等航海士・二等機関士・ 二等通信士	一等航海士・一等機関士・ 通信長	船長・機関長			

注)

* 船舶区分については、現行制度における海事職（一）級別標準職務表の備考欄に定める船舶区分に応じ、船舶区分A：大型船舶（一種）、船舶区分B：大型船舶（二種）及び大型船舶（三種）、船舶区分C：中型船舶（一種）、船舶区分D：中型船舶（二種）とする。

能力等級表のイメージ（素案）

○海事職（二）

現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
船舶 区分 A	基本職位	Ⅰ			Ⅱ	Ⅲ	
	代表職務	操舵手・操機手・司厨手・甲板員・機関員・ 司厨員			甲板次長・ 操機次長・ 司厨次長	甲板長・操機長・司厨長	
船舶 区分 B	基本職位	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	
	代表職務	操舵手・操機手・司厨手・ 甲板員・機関員・司厨員		甲板次長・操機次長・司厨 次長		甲板長・操機 長・司厨長	
船舶 区分 C	基本職位	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	代表職務	甲板員・機関員・司厨員		甲板長	船長・機関長		

注)

- * 船舶区分については、現行制度における海事職（二）級別標準職務表の備考欄に定める船舶区分に応じ、船舶区分A：大型船舶、船舶区分B：中型船舶、船舶区分C：小型船舶とする。

能力等級表のイメージ（素案）

○教育職（一）

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
能力等級		1 級	2 級	3 級	4 級
基本職位		I	II	III	IV
代表職務		助手	講師	助教授	教授

能力等級表のイメージ（素案）

○教育職（四）

現行の級	2 級	
能力等級	1 級	2 級
基本職位	I	II
代表職務	主任教官・教官	課長・教育主事

能力等級表のイメージ（素案）

○ 研究職

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	
基本職位	I	II	III	IV	
代表職務	研 究 員	主任研究員	室長（主任研究員）	部長（主任研究員）	

能力等級表のイメージ（素案）

○医療職（一）

現行の級	1級	2級	3級	4級
能力等級	1級	2級	3級	4級
基本職位	I	II		III
代表職務	医 師	医 長		所長・部長

能力等級表のイメージ（素案）

○医療職（二）

現行の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
＜薬剤師＞									
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
基本職位	Ⅰ		Ⅱ			Ⅲ			
代表職務	薬剤師		主任薬剤師			薬剤部長			
＜臨床検査技師等＞									
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
基本職位	Ⅰ		Ⅱ			Ⅲ			
代表職務	臨床検査技師		主任 臨床検査技師		臨床検査技師長				

注)

- * 臨床検査技師等には臨床検査技師のほか薬剤師以外の現行の医療職（二）適用職種を含む。

能力等級表のイメージ（素案）

○医療職（三）

現行の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基本職位	I	II	III	IV	V	VI	
代表職務	准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	

能力等級表のイメージ（素案）

○福祉職

現行の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
＜生活指導員等＞						
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基本職位	I	II		III	IV	
代表職務	生活指導員	生活指導専門職		主任生活指導専門職	課長	
＜児童指導員等＞						
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基本職位	I	II		III	IV	
代表職務	児童指導員	主任児童指導員		児童指導専門職	課長	
＜介護員＞						
能力等級	1級	2級				
基本職位	I	II				
代表職務	介護員	介護員長				
＜児童自立支援専門員等＞						
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基本職位	I		II		III	
代表職務	児童自立支援専門員		寮長		課長	

注)

* 生活指導員等には生活指導員のほか心理判定員、職能判定員及び職業指導員を、児童指導員等には児童指導員のほか保育士を、児童自立支援専門員等には児童自立支援専門員のほか児童生活支援員を含む。